

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。  
令和二年三月二十三日

広島県知事 湯 崎 英 彦

広島県規則第十二号

麻薬及び向精神薬取締法施行細則の一部を改正する規則

麻薬及び向精神薬取締法施行細則（昭和二十八年広島県規則第四十八号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄に掲げる規定を同表の改正後の欄に掲げる規定に傍線で示すように改正する。

改正後		改正前	
<p>（麻薬卸売業者の役員等の変更） 第一条の三（略）</p>		<p>（麻薬卸売業者の役員等の変更） 第一条の三（略）</p>	
<p>区分</p>	<p>添付書類</p>	<p>区分</p>	<p>添付書類</p>
<p>（略）</p>	<p>一・二（略） 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第三条第三項第一号から第三号までに該当しない旨を記載した申立書 四（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一・二（略） 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第三条第二項第一号から第四号までに該当しない旨を記載した申立書 四（略）</p>
<p>（向精神薬取扱者の役員等の変更） 第六条の三（略）</p>		<p>（向精神薬取扱者の役員等の変更） 第六条の三（略）</p>	
<p>区分</p>	<p>添付書類</p>	<p>区分</p>	<p>添付書類</p>
<p>（略）</p>	<p>一・二（略） 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第五十条第二項第二号イからハまでに該当しない旨を記載した申立書 四（略）</p>	<p>（略）</p>	<p>一・二（略） 三 新しく業務を行う役員になつた者が法第五十条第二項第二号イから二までに該当しない旨を記載した申立書 四（略）</p>
<p>（費用の徴収） 第十三条（略）</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用（以下「措置入院費用」という。）は、月額により徴収するものとし、その額は、別表左欄に掲げる所得割（地方税法（昭和二十五年法律第二百二十六号）の規定による市町村民税（同法の規定による特別区民税を含む。以下同じ。）の同法第二百九十二条第一項第二号に掲げる所得割（同法第三百二十八条の規定によつて課する所得割を除く。）をいう。以下同じ。）</p>		<p>（費用の徴収） 第十三条（略）</p> <p>2 前項の規定により徴収する費用（以下「措置入院費用」という。）は、月額により徴収するものとし、その額は、別表左欄に掲げる当該措置入院者、その配偶者及び扶養義務者の前年分の所得税額（前年分の所得税額が確定していない場合は、前前年分の所得税額）の合計額の区分に応じ、当該右欄に定める額とする。</p>	

）の額の合計額の区分に応じ、当該右欄に定  
める額と同一の額とする。

3・4 (望)

別表を次のように定める。

別表 (第13条関係)

所得割の額の合計額 (年額)	費用徴収額 (月額)
56万4千円以下	0円
56万4千円超	2万円。ただし、措置入院に要した医療費の額か ら、精神保健及び精神障害者福祉に関する法律 (昭 和25年法律第123号) 第30条の2に規定する他の 法律による給付の額を控除して得た額が、2万 円に満たない場合は、その額

備考

- この表の左欄における「所得割の額の合計額」とは、措置入院者、その配偶者及び扶養義務者 (以下「措置入院者等」という。) について法第58条の8第1項の規定による入院のあつた月の属する年度 (当該入院のあつた月が4月から6月までの場合にあつては、前年度) 分の所得割の額を合計した額をいう。
- 所得割の額の算定方法は、地方税法に定めるところによるほか、次に定めるところによる。
  - 地方税法等の一部を改正する法律 (平成22年法律第4号) 第1条の規定による改正前の地方税法第292条第1項第8号に規定する扶養親族 (16歳未満の者に限る。以下「扶養親族」という。) 及び同法第314条の2第1項第11号に規定する特定扶養親族 (19歳未満の者に限る。以下「特定扶養親族」という。) があるときは、同号に規定する額 (扶養親族に係るもの及び特定扶養親族に係るもの (扶養親族に係る額に相当するものを除く。)) に限る。) に同法第314条の3第1項に規定する所得割の税率を乗じて得た額を控除するものとする。
  - 措置入院者等が指定都市 (地方自治法 (昭和22年法律第67号) 第252条の19第1項の指定都市をいう。以下同じ。) の区域内に住所を有する者であるときは、これらの者を指定都市以外の市町村の区域内に住所を有する者とみなして、所得割の額を算定するものとする。
  - 措置入院者等が地方税法第292条第1項第11号イ中「夫と死別し、若しくは夫と離婚した後婚姻をしていない者又は夫の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで母となつた女子であつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号イに該当する者又は同項第12号中「妻と死別し、若しくは妻と離婚した後婚姻をしていない者又は妻の生死の明らかでない者で政令で定めるもの」とあるのを「婚姻によらないで父となつた男子で

あつて、現に婚姻をしていないもの」と読み替えた場合において同号に該当する者であるときは、次のア又はイに定めるとおりとする。

ア 同法第295条第1項（第2号の規定に係る部分に限る。）の規定により市町村民税が課されないこととなる者である場合は、所得割の額は零とする。

イ アに該当しない者である場合は、同法第314条の2第1項第8号に規定する額（同条第3項に該当する者であるときは、同項に規定する額）に同法第314条の3第1項に規定する率を乗じて得た額を控除するものとする。

「平成 年 半期麻薬卸売業者届出書」や「 年 半期麻薬卸売業者届出書」及び「平成 年 月 日」や「 年 月 日」を指す。

#### 註 則

この規則は、公布の日から施行する。